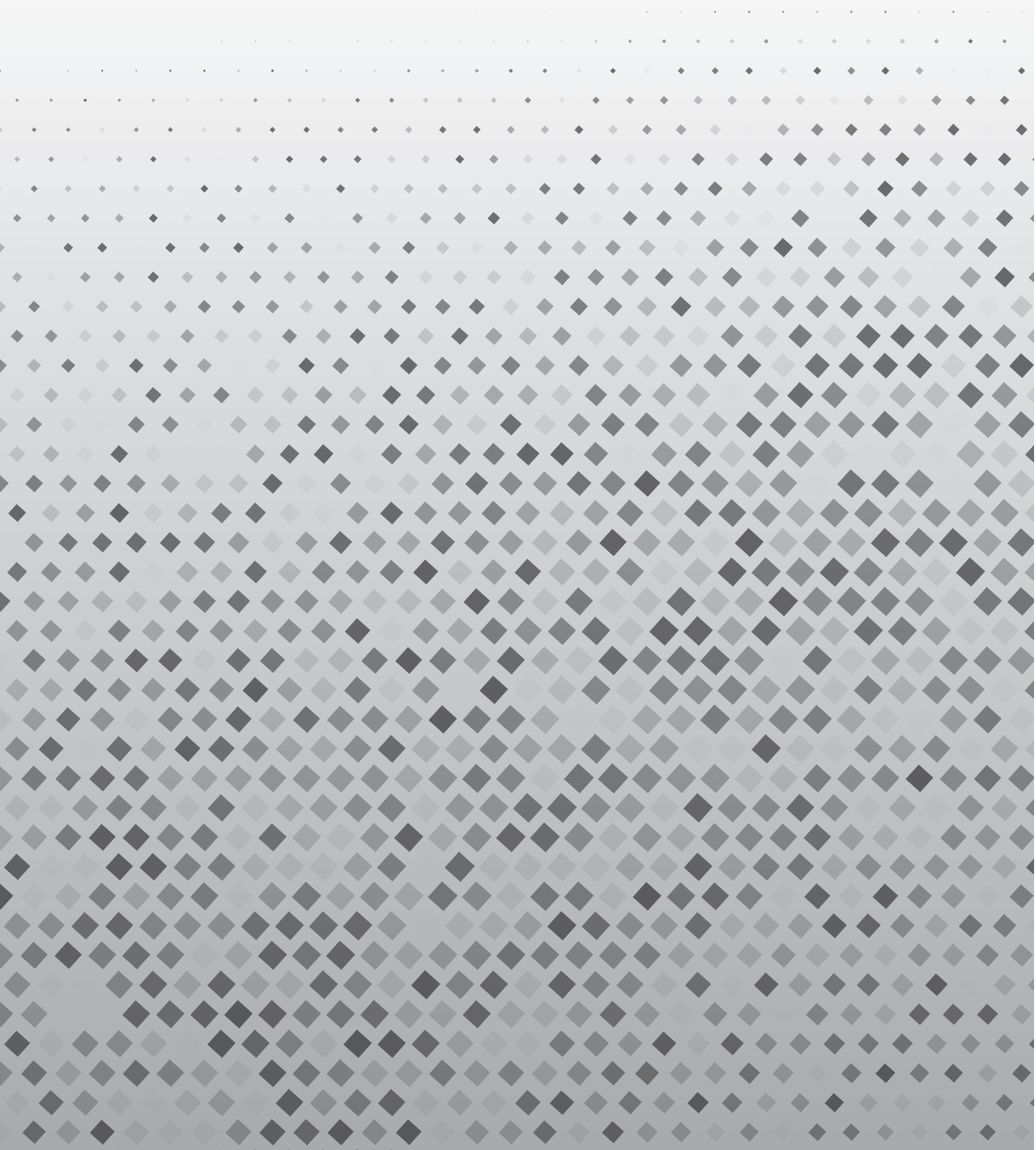


FOOMA JAPAN 2027

出展規約



1.FOOMA JAPAN 2027 出展スペースタイプ

(1)出展スペースタイプについて

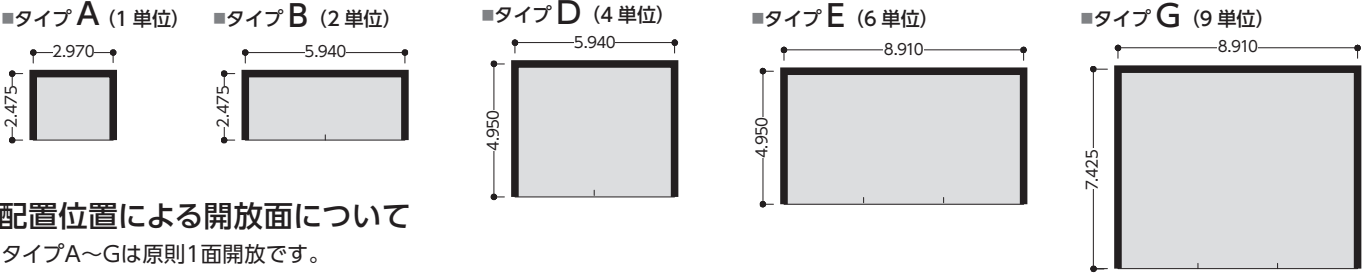
出展スペースタイプは、タイプA(1単位)からタイプG(9単位)の中から選択してください。

タイプ	単位*	サイズ
A	1	2.970 m × 2.475 m
B	2	5.940 m × 2.475 m
D	4	5.940 m × 4.950 m

タイプ	単位*	サイズ
E	6	8.910 m × 4.950 m
G	9	8.910 m × 7.425 m

*[単位]とは、タイプA(約7.5m)を1単位とした各出展スペース規模の単位です。
※サイズはシステム寸法(芯々寸法)となります。

出展スペースタイプ寸法図例 ———：基礎壁面(システムパネル) 配置位置によって開放面が変わります。

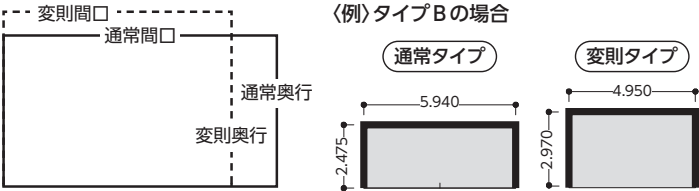


(2)配置位置による開放面について

タイプA～Gは原則1面開放です。

(3)配置位置による変則について

配置位置によっては下図のように間口寸法・奥行寸法が変わる場合があります。この場合でも面積は変わりません。



(4)トラックヤード側への配置について

トラックヤード側へ配置された場合は、スペース渡しとなります。会場レイアウトおよび会場の建築構造の都合上、変形スペースになる、またはスペース内に会場の柱が入る場合があります。この場合はタイプ毎の面積に応じた出展スペースとなります。会場レイアウトおよび会場の建築構造の都合上、ガス配管取込口が出展スペース内に含まれる場合があります。

2.出展料(税抜)

一 般		
タイプ	単位	料金(税抜)
A	1	¥298,000
B	2	¥596,000
D	4	¥1,192,000
E	6	¥1,788,000
G	9	¥2,682,000

※出展料には消費税が課されます。

出展料に含まれるもの

①出展スペース ②基礎壁面(システムパネル) ③单相100V/0.3kwまでの電気一次幹線工事 ④FOOMA IDリーダー ⑤共用施設の工事費および維持費 ⑥広告宣伝費(ポスター、開催案内セット) ⑦来場者サービスに関わる費用 ⑧安全管理費、要員費、警備費

出展料に含まれないもの

①自社出展スペースの装飾等、運営費、展示物の運搬費 ②電気、給排水、ガス、エアの自社ブース内二次工事費および使用料 ③自社出展製品、機器等に付保した損害保険料 ④展示、実演および搬入出作業中に発生した対人傷害、物損事故等に係わる費用 ⑤法令および規約・規定に基づく展示装飾

3.出展申込

(1)「出展スペースタイプ」について

- 第一希望と第二希望を必ず選択し、お申込みください。なお、第二希望は第一希望より単位数の少ない出展スペースタイプを選択してください。
- 出展申込受付期間終了時に、申込数がスペースタイプの用意数を超えた場合、第一希望の出展スペースタイプをご用意できない場合があります。

(2)出展申込受付期間

出展申込受付期間は下記の通りです。出展申込は先着順ではありません。受付期間中に申込フォームより申込を完了してください。

一般出展申込受付期間
2026年9月1日(火) 10時 ~ 2026年10月15日(木) 23時59分59秒 まで

(3)出展申込方法

出展申込はオンラインにより受け付けます。所定の申込フォームに必要事項を入力の上、申込を行ってください。なお、社判、代表者印、担当者印の押印は不要です。

※申込方法の詳細は別紙「出展資料一式/出展申込方法のご案内」をご覧ください。

(4)申込フォーム

<https://www.foomajapan.jp/application/>

(5)出展の確定

出展申込締切後、出展製品・サービス、出展規模、過去の実績、必要とする設備・附帯事項などを考慮して、主催者により出展社を決定します。運営事務局から受理書を発行した時点で、出展が確定します。

4. 開放型(角小間)スペース指定のエントリー

- スペースタイプB・D・E・Gに限り、開放型(角小間)スペース指定のエントリーを受け付けます。
- 開放型(角小間)スペースは会場レイアウト上、設置数に限りがあります。
※スペースの位置によっては、開放面が変わります。
- 決定時期は出展社説明会時となります。
- 開放型(角小間)スペースへの配置が決定した出展社には、出展社説明会後に開放型(角小間)スペース指定料を追加で請求いたします。
- 開放型(角小間)スペース指定料
※開放型(角小間)スペース指定料には消費税が課されます。

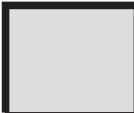
●タイプB開放型(角小間)スペース

指定料 50,000円(税抜)



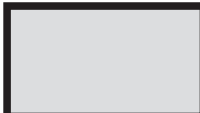
●タイプD開放型(角小間)スペース

指定料 66,700円(税抜)



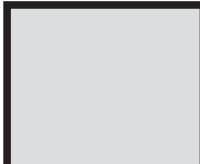
●タイプE開放型(角小間)スペース

指定料 66,700円(税抜)



●タイプG開放型(角小間)スペース

指定料 83,400円(税抜)



5. 共同出展

申込が1社で、その出展スペースを共同で複数社が使用する場合を共同出展と呼びます。出展申込社は、共同出展する社名等を申込時に運営事務局へ通知するものとし、以下の条件を遵守しなくてはなりません。

- ①出展スペースは、出展申込社のブースであることを主催者が明瞭に判別できること。
- ②出展スペースを区切ったり、独立した形にならないこと。共同出展社名が出展申込社名よりも目立つ表記にならないこと。(このような場合は、当該スペースについて、転貸、転売、譲渡があったこととみなします。)
- ③事前に図面を提出し、運営事務局の許可を得ること。この場合の共同出展社名は、出展申込社に従う形で公式印刷物や公式WEBサイトに掲載されます。なお、出展社に配布・支給される物品は出展申込社に対してのみとなります。

※複数の出展社がそれぞれ単独で申込み、それぞれの出展スペースを接合して使用することを希望する場合、その合計した出展スペースは1.の「FOOMA JAPAN 2027出展スペースタイプ」で定められたタイプに限ることとします。この際、申込時にそれぞれの出展社は、合計した出展スペースのタイプ、自社が使用する単位数に基づいて計算した金額を出展申込フォームに入力して申込みとします。但し、上記の申込は出展料金が異なることのない正会員同士、賛助会員同士、一般同士に限ります。

6. 出展料支払い期限

2027年1月29日(金)

7. 振込先

みずほ銀行新橋支店 普通口座 795164
名義:一般社団法人日本食品機械工業会
住所:〒108-0023 東京都港区芝浦3-19-20 ふーまビル

8. 出展申込の基本条件

出展社は、FOOMA JAPANの開催趣旨に合致し、出展申込フォームの出展製品欄に登録した内容以外の展示はできないものとします。

9. 出展物(製品・技術・サービス)

出展物は、FOOMA JAPANの開催趣旨に合致するものに限りま。中古品、模倣品の出展はできません。出展申込フォームには出展物(製品、技術、サービス)の登録を義務付けます。出展申込時に出展社、出展物に対して審査を行い、開催趣旨に沿わない場合には、出展申込の保留・拒絶を行う場合があります。なお、この場合の理由は表明しないものとします。

10. 出展料の請求と支払い

出展確定後、主催者より出展社に出展料を請求します。出展社は出展料を一括で2027年1月29日(金)までに主催者指定の口座に振込む方法により支払うものとし、分割払いは認められません。なお、振込手数料は出展社が負担するものとします。支払期日までに出展料の振込が確認できない場合、主催者は出展確定を解除し、当該出展社の出展を断ることができるものとします。この場合、主催者は出展社より出展解約料の100%を申し受けます。

11. 出展の解除・取消し

- ①出展確定後、出展社の都合により出展を取り消す場合は、主催者に対し、その理由を明記した書面による出展取消通知を送付するものとします。
- ②出展確定後、出展社が合併、会社分割、株式移転等の組織再編を行った場合、その他出展社が出展申込時と異なる事情に至った結果、第8条に定める「FOOMA JAPANの開催趣旨に合致しない」と主催者が判断するに至った場合には、主催者は出展確定を解除し、当該出展社の出展を断ることができるものとします。この場合、主催者は出展社より出展解約料を申し受けます。
- ③出展解約料は主催者が当該通知を受理した期日を基準に定め、下表の通り申し受けます。なお、出展解約料には消費税が課されます。

書面による出展取消通知を受理した日	出展解約料
出展確定後～2026年11月30日(月)	出展料の 50%
2026年12月1日(火)～2027年1月29日(金)	出展料の 70%
2027年1月30日(土)以降	出展料の100%

※開放型(角小間)スペースへの配置発表後に開放型(角小間)スペースに配置された出展社が出展を取り消す場合は開放型(角小間)スペース指定料を含む出展解約料を申し受けます。

- ④出展社が上記相当金額を未だ支払っていないときは、直ちにこれを支払うものとします。既に主催者に対して出展料金の支払いを行っている場合、当該支払い済みの出展料から充当されるものとし、上記相当金額を超えている場合は超過分を主催者より返還します。
- ⑤運営事務局は、展示会の開催前および開催中に出展社が本展示会の規約・規定に重大な違反をした場合、または出展申込時に虚偽の内容があった場合、もしくは登録した展示物以外のものを展示した場合には即座に出展を解除できるものとし、この場合も出展解約料を申し受けます。

12. 出展スペースタイプの変更

出展確定後の出展スペースのタイプ変更はできないものとします。

13.出展スペース位置の決定

- ①出展スペースの位置は、出展製品・サービス、出展規模、過去の実績、必要とする設備・附帯事項などを考慮して、主催者が決定するものとします。
- ②運営事務局は、入場者整理の都合上、または展示効果向上、関係法令遵守のために出展スペース位置(会場レイアウト)を変更し、それに関わる出展スペースを再配置する権利を有します。その際、出展社は出展スペース位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

14.出展スペースの転売等の禁止

出展社は、自社分の出展スペースを金銭の授受に関わらず、転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

15.出展製品の高さ制限

出展製品に高さ制限は設けません。但し、その製品に社名・マーク・製品名などが付着する場合は、その社名・マーク・製品名は看板とみなし、展示装飾物の高さ規定を適用するものとします。

16.出展製品の実演

- ①火気器具等の実演、危険物品の持込については、所轄の消防署の許可が得られた場合のみ、出展スペース内または定められた場所で、操作・実演することができるものとします。
- ②実演のためにガス、給排水、エア等が必要な場合は、出展申込フォームの「必要とする設備・附帯事項」に入力してください。また、出展社説明会で配布する所定の様式により申請をしてください。
- ③試飲・試食を行う場合は、保健所の指示によりブース内に給排水設備の設置が必要となる場合があります。出展申込フォームの「必要とする設備・附帯事項」に入力してください。また、出展社説明会で配布する所定の様式により申請をしてください。

17.出展製品の展示即売

出展製品の展示即売を希望する場合は、出展申込フォームにその旨を入力し、実施方法など関係法令等に適合した計画の詳細を必ず運営事務局へ届け出てください。運営事務局が承認した場合のみ行うことができるものとします。

18.出展物等の配置および撤去

- ①出展物等の会場への搬入と設置は、後日運営事務局より通知された時間内におこなわれるものとします。出展スペース内の出展物配置は、会期が始まる前日の午後2時までに完了されねばならないものとします。出展社が上記時刻までに自社の出展スペースを占有しなければ、運営事務局は契約が解除されたものとみなし、当該場所を運営事務局が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際出展社は、同日に解約した場合の解約料を主催者に支払うものとします。
- ②会期中の出展物等の搬出、移動、搬入の際は必ず出展社は運営事務局の承認を得た後、作業をおこなうものとします。
- ③出展スペース内の出展物は、後日運営事務局より通知される時間内にすべて撤去されなければならないものとします。その時まで撤去されないものは出展社の費用で運営事務局により撤去されるものとします。

19.展示場の使用

- ①実演または他の宣伝活動はすべて展示スペース内に限られるものとします。出展社は実演または宣伝活動のために出展スペース近くの通路が混雑することがないように責任を持つものとします。
- ②隣接の出展社などの妨げとなる展示は、いかなる方法でも認めないものとします。近隣の出展社とトラブル等があった場合には、運営事務局が「出展の手引」の規程をもとに妨害・違反の有無および変更の必要性を判断し、出展社は運営事務局の指示に従うものとします。
- ③運営事務局は、音、光熱、臭気、煙、材料、操作方法またはその他の理由から、問題があると考えられる出展物、および展示会の目的と合致しない出展物を制限、禁止もしくは撤去する権限を有するものとします。この権限は、人、物、行為、印刷物および運営事務局が問題があるとする性質のすべてにおよぶものとします。
- ④上記の制限または撤去の場合、主催者は当該出展社に対し出展料および各種料金は返還しないものとします。なお、主催者はそれによって生じる損害等については一切の責任を負わないものとします。

20.出展物の管理と免責

運営事務局は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意をはらいますが、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任を負わないものとします。

21.損害賠償

出展社または、その代理人の不注意によって、会場設備や展示会の建造物、人身などに損害が生じた場合は、その一切について出展社が負うものとします。

22.展示会開催の変更および中止

- ①主催者は、天災、火災、感染症、テロリズム、政府・地方公共団体等からの要請・指示・命令、その他不可抗力等のやむを得ない事由により、早期閉会、開催延期、開催中止、または会期、会場の変更、開催規模を縮小することがあります。
- ②主催者は、展示会開催の趣旨、目的が十分に達成できないと判断した場合は、開催延期、開催中止、または会期、会場の変更、開催規模を縮小することができるものとします。
- ③①および②の場合、主催者はこれによって生じる出展社、またはその他の者の損害、費用の増加、その他不利な事態については一切の責任を負わないものとします。
- ④出展料については、開催を中止した場合に限り、必要経費を差し引いた上で差額を出展社に返金いたします。なお、②の主催者の都合により開催を中止した場合は、出展料を全額返金いたします。

23.規約・規定の遵守

出展申込は主催者が定める出展規約および出展の手引に記載された装飾、安全等に関するすべての規定を遵守することを承諾したものとします。